

令和6年4月吉日

保護者 様

袖ヶ浦市立蔵波小学校

校長 瀧澤 真

学校における合理的配慮の提供に係る申し出（意志の表明）について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となっております。

つきましては、次ページの「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照のうえ、学校に合理的配慮の提供を求めたい場合には、学校までご相談ください。

ご相談いただいた内容（合理的配慮）については、校内で十分検討させていただき、本人・保護者様の同意を得て配慮することとなりますので、ご承知おき下さるようお願いいたします。

(保護者資料)

## 合理的配慮の提供について

### 1. 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となっております。

### 2. 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるように、次の3つがあげられます。

- ① 学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ② 障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③ 実施できる人がいること、学校に過度の負担を課さないもの、また金銭的に提供が難しくないもの